

高齢者入所施設等の従事者に対する検査の強化

1 「まん延防止等重点措置」指定地域での集中的検査の実施

4月から実施している高齢者入所施設等の新集中的実施計画(※)による検査に加え、新たに「まん延防止等重点措置」実施区域に指定された地域において、月2回程度の検査の実施を目指す。

月2回実施地域：41施設(芦屋管内) ⇒ 303施設(伊丹、宝塚管内の追加)

2 更なる積極的な検査の周知

検査を強化する地域の施設に対し、積極的に対象者が検査を受けられるよう改めて周知徹底を図る。

3 政令市・中核市への働きかけ

政令市・中核市に対しても、同様の対応を働きかけ、高齢者施設等への積極的な検査を全県的に実施する。

(参考 ※新集中的実施計画(下線部は、4月以降、拡大部分))

対象施設	高齢者入所施設 〔特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、 認知症対応型共同生活介護事業所、 <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</u> 〕 障害者入所施設 〔 <u>障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、 医療型障害児入所施設、宿泊型自立訓練</u> 〕
対象地域	<u>県内全域(保健所設置市を除く)</u>
対象者	施設の従事者 <u>約44,000人(1,159施設)</u> 〔内訳〕高齡：約39,000人(931施設)、障害：約5,000人(228施設) ※このうち、「まん延防止等重点措置」実施区域に指定された地域は、 <u>月2回程度の実施を目指す(対象：303施設・約16,000人)</u>
実施手法	民間検査機関に委託
実施期間	6月末までに集中的に実施